

**博士学位請求論文要旨**  
**「室町期大名権力の研究-周防国大内氏を事例として-」**  
**藤井 崇**

## 1. 本論文の目的と構成

日本中世の南北朝・室町期（14世紀前半～15世紀後半）の政治史は、京都と畿内近国を中心に論じられることが多い。また、かつては、その中心にある室町幕府将軍家（足利氏）や公家が、直接関与する合戦の終息に安住し、度重なる飢饉を尻目に酒宴と遊興に明け暮れ、これが延々と応仁・文明の乱まで続く、停滞的で退廃的な時代と断ぜられることが多かった。

しかし、この時代、京都以外の地域は、戦国期同様、戦乱の只中にある。そして幕府からの一定の自立性を保った地域権力が群立し、それぞれ、軍事・内政・司法システムの構築に工夫を凝らし、それぞれの“国づくり”を行なっている。実は、この時代は、日本史上、久方ぶりに訪れた、本格的な地方分権の時代なのである。停滞的な時代であるどころか、戦国期前夜の地殻変動が随処にみられるダイナミックな時代なのである。

近年、室町幕府以下の京都中央政界の再検討や、各地域社会の検討が進んでおり、これと歩調を同じくして当該期の地方支配体制の実態を明らかにすれば、あわせて、南北朝・室町期日本の新たな国家像が提示できると思われる。

そのような意図のもと、本論文では、南北朝・室町期の地方支配体制について検討を行うが、この分野については、先行研究の蓄積が豊富にある。その概要は以下の如くである。

### (1)「守護領国制」論

「守護領国制」論は、戦後直ぐに発表された石母田正『中世的世界の形成』（伊藤書店、1946年）に源流を持ち、永原慶二・杉山博「守護領国制の展開」（『社会経済史学』17-2、1951年）をはじめとした諸論文によって1960年代頃までに成立した説である。この説は、南北朝・室町期において、南北朝期までの全国的支配体制とされる荘園制（天皇家・公家・畿内寺社を頂点とする）を守護が武力で侵食し、分国（守護の支配国）内の国人（現地の中・小武家領主）と主従関係を結んで成立させた“地域的封建制”を「守護領国制」と評価・呼称した説である。

しかし、この議論は実証による裏付けが不足していた。これをうけて70年代後半頃より、水野恭一郎「守護赤松氏の領国支配と嘉吉の変」（『史林』42-2、1959年）のような畿内近国の守護家を事例とした実証的研究が幾つか発表された。結果、畿内近国守護と被官（支配下国人）の主従的關係は脆弱で、守護の分国支配体制は幕府の権威に依存しつつ形成されたものであるとされた。つまり、守護権力は「守護領国制」論で想定されていたほど強力なものではないとされたのである。

また、黒川直則「守護領国制と荘園体制 - 国人領主制の確立過程」（『日本史研究』57、1961年）によって、守護は南北朝期（14世紀前半～後半）までの全国的な地方支配体制とされる「荘園制」を侵食しているわけではなく、むしろ共存しているといった批判も出された。

そして同じ頃、黒田俊雄「中世の国家と天皇」(『岩波講座日本歴史』6 中世 2、1963 年)が発表された。黒田氏は、日本中世を公家・武家・大寺社などの権門勢家による相互補完的な国家権力機構の支配が行われた時代と捉えた。これが「権門体制」論である。黒田氏は、同論文で守護を「権門寺社本所を含めた支配階級全体の国家権力」から「守護権」を委ねられることによってのみ存立しえた存在と位置づけた。

また、桑山浩然「室町時代の徳政 - 徳政令と幕府財政」(『室町幕府の政治と経済』吉川弘文館、2006 年、初出 1962 年)や、福田豊彦「室町幕府の「奉公衆」 - 御番帳の作成年代を中心として」(『日本歴史』274、1971 年)などによって、室町幕府と室町幕府將軍権力の研究は目覚しく進展した。これにより、中央権力である室町幕府を再評価し、ここから当該期の地方支配体の検討を行なう潮流が研究史上の主流となり、「守護領国制」論は衰退していった。

このような中、「守護領国制」論と距離をとり、守護権力を過大評価しないよう留保しながらも、それはそれとして地道に個別研究を行なった伊藤邦彦「播磨守護赤松氏の〈領国〉支配」(『歴史学研究』395、1973 年)のような優れた個別守護研究も少なからず存在した。幕府論や將軍論は無論のこと重要であるが、であるからといって守護の分国地方支配体制の研究意義が存在しなくなったわけではない。このこと自体はよくいわれることではあるが、しかし、以後、研究史上、こうした守護に関する研究は振るわなくなった。そしてこの潮流は基本的には現在まで続いている。

## (2)「室町幕府-守護体制」論

「室町幕府 - 守護体制」論は、(1)で取り上げた「守護領国制」論の諸問題点の克服を目指す川岡勉氏によって 1980 年代頃までに提唱された説である(『室町幕府と守護権力』吉川弘文館、2002 年)。同論は、理論の基礎に前述した黒田俊雄氏の「権門体制」論を置いている。そのため、守護権力を「天下成敗権」を有する武家権門の長たる室町幕府から「一国成敗権」を分与される(具体的には支配国の守護職に任命される)ことで、はじめて分国支配が可能であった権力と位置づけている。同論は全国的・国家論的見地から守護の存在意義を問うことを目指して主張された議論である。そのため、一見すると説得的で、南北朝・室町期の他分野の研究者や、鎌倉・戦国期の研究者らにも広く受入れられ、現在における地方支配体制に関する議論の中心的位置を占める有力な説となっている。

## (3)「地域社会」論を踏まえた守護に関する議論

この議論は、伊藤俊一氏が 80 年代以降活発となった「地域社会」論を基礎において主張した説である(「中世後期における「地域」の形成と「守護領国」」、『歴史学研究』六七四、一九九五年)。

「地域社会」論とは、概ね「小特集シンポジウム日本中世の地域社会」(『歴史学研究』674、1995 年)によると「国家」の既存の枠組にとらわれず、さまざまな要素によって自律的に形成されている「地域」の秩序を究明し、それが中世国家にどのような規定性を付与していたのかを積極的に評価してゆくことにより、「国家」自体を相対化する方法論のことという。同論を踏まえた守護に関する議論は、(2)で述べた川岡勉氏の「室町幕府 - 守護体制」論と鋭く対立する。例えば川岡氏が守護の公権力とは、国家(上)から地方(下)

を押さえつける過程で生まれたとするが、この説は守護の公権力は、民衆レベルを含む「地域社会」(下)から支持されてはじめて成立するとしている。この二説の議論は現在まで平行線を辿っている。

#### (4) 諸先行研究に対する私見

(1)の「守護領国制」論であるが、これは、よくいわれるように、鎌倉期「在地領主制」の南北朝・室町期における発展形態を考察するために生み出された「在地領主制」論上の理論である点が問題である。「在地領主制」論の問題点については近年多々指摘があるが、守護に関する限りでその問題点を指摘すると、この理論は地域社会と直接密着する武家領主を至上なものとする理論であるため、自己の直轄領を除けば基本的に直接地域社会と接しない武家権力、つまり南北朝・室町期の守護を積極的に評価しえない説なのである。

しかし、守護の役割は、地域社会と直接対峙することのみにあるのではない。守護は、直轄領においては、当然直接的に地域社会と対峙するが、自己の分国内の非直轄領地帯に対しては、支配下国人なり支配下寺社なりを通じて間接的にこれと対峙しているのである。すなわち、守護は、地域社会と直接対峙する国人を統御することが主要な使命なのである。守護は、権力が総体として分国内の様々な地域社会と対峙すればよいのである。地域社会と直接接する機会の多い一荘・一郷規模の国人と、数ヶ国規模の守護の規模の違いを軽視すべきではないのである。そもそも鎌倉期の「在地領主制」の展開者とされる地頭・御家人の発展形態としては、同規模の支配者である南北朝・室町期の国人が想定されるべきである。南北朝・室町期の守護は、性格は大きく異なるが、鎌倉期の守護や広域地方支配機関である探題機構と比較すべきで、地頭御家人の発展形態を考察する上での対象としては相応しくないとと思われる。

もともと、鎌倉期には守護ではなく、地頭御家人であった南北朝・室町期守護も存在する。しかし、彼らは、無論、内政の向上に腐心していたのではあろうが、基本的には、南北朝内乱期において、軍事上の一大成功をおさめ、治安秩序を回復させ、後に室町幕府との外交折衝を成功させるなどしてその勢力を承認させ、結果として守護職に補任されたのである。彼らは地頭御家人としての内政活動を南北朝期に練磨・発展させ、直線的な成長を遂げて守護となったわけではないのである。

そのように考えなければ、戦国期の大名権力について考えたとき、地域社会から遊離した守護出身の大名(従来のには守護大名と呼称されることが多い)は、地域社会と密着した国人出身の戦国大名に必然的に駆逐されるという見方に沿った“滅亡するべくして滅亡した保守的な存在”といった消極的評価から抜け出すことはできない。数ヶ国規模の守護が直轄領以外の地域社会と間接的に対峙するのは当然で、それは一荘・一郷規模の国人よりも支配体制が後進的であるということでは決してないと思われる。また、委任と委託を重んずる型の大名権力が、微細な問題にまで一々直接介入する型の大名権力より遅れているとは一概には言えないのである。それは現代風にいえば「大きな政府」か「小さな政府」ということであって、権力の特質の問題である。

以上のような理由からして、南北朝・室町期の守護の分国支配体制を検討する際、直接地域社会と接することを重んずる「在地領主制」論や「守護領国制」論では、これの正当な評価は下しえないと考える。また、この説にとらわれることなく守護の実態を解明する

ことは、当該期の地方支配体制そのものの解明のためにも、次の時代である戦国期の大名権力の議論のためにも、必要不可欠なことなのである。

(2)の「室町幕府-守護体制」論は、南北朝・室町期の守護は、「天下成敗権」を有する将軍より「一国成敗権」を分与される、すなわち、守護職に補任されることが、当該分国支配のために必要不可欠なこととする。しかし、この説は、室町幕府と直接・間接的な軍事衝突を幾度も繰り返しながらも滅びない守護分国が数多く存在するというこの時代最大の特質を軽視していると思われる。この現象は、同じく幕府の存在する鎌倉・江戸期には全く見られない見過ごすべきではない現象なのである。また、このことは、一般に幕府権威が低下しはじめるとされる15世紀中葉以降のみにあられるものではなく、幕府開設時である南北朝期より顕著なことである。また、幕府に当該国守護職に補任されたことが、その分国成立の契機ではない守護家の検討には殆ど有効な理論となりえていないという問題点もある。守護職に補任されたから当該国が支配できると決め付けずに守護の分国支配の成立過程やその変遷について検討する必要があるのである。

次に(3)の地域社会論を踏まえた守護に関する議論については、その理論が、畿内近国に発生した特殊な惣村(自治的な村落)成立地域の事例を、惣村が成立していない遠国の事例へ簡単に導入して組み立てられているという問題点があると思われる。特に惣村未成立の南北朝・室町期の遠国の地域社会が、同地域の守護権力を規制しようとするような強大な影響力を持っていたとは考えがたい。魅力的な説ではあるが、南北朝・室町期においては、守護は直轄領以外に関しては、分国内の国人や寺社の支持を得さえすれば基本的には分国支配が展開できたと考えるべきと思われる。それほど、当該期は一般の地域社会の民衆にとって厳しい時代であったと考えるべきと思われる。そう前提してこそ、地域社会における民衆の様々な闘争も正しく評価できるし、ごく稀に見受けられる、守護の地域社会やその民衆を意識した諸政策の意味が正確に分かるとと思われる。

以上のような理解に基づき、本論文では、(2)で述べた川岡勉氏が主要検討対象とした周防国大内氏分国の南北朝・室町期の実態について個別に検討した。構成は以下の如くである。

## 序章 新稿

第一章 「鎌倉期「長門探題」と地域公権」(『日本歴史』六八九、二〇〇五年)

第二章 「南北朝期長門国における厚東氏権力と弘世期大内氏権力」(『鎌倉遺文研究』二一、二〇〇八年)

## 第三章 新稿

第四章 「義弘期大内氏の分国支配について」(阿部猛編『中世の支配と民衆』同成社、二〇〇七年)

第五章 「盛見期の大内氏分国支配システム」(『ヒストリア』二〇一、二〇〇六年)

第六章 「持世期の大内氏分国支配システム—長門国におけるある奉行人の動向を中心に—」(『史潮』五九、二〇〇六年)

第七章 「教弘期大内氏の分国支配と「御家人制」」(『歴史評論』七〇〇、二〇〇八年)

第八章 「大内政弘の権力構造と周防・長門支配」（『年報中世史研究』三二、二〇〇七年）

終章 新稿

\*既発表論文については、必要に応じて大幅に加筆・修正してある。

## 2. 本論文の概要

本論においては、特に大内氏分国の①軍事・外交面、②内政面、③被官編成面、④文書行政面などについて、歴代の当主ごとに分析・検討した。

検討の結果、①軍事・外交面では、大内氏分国は、Ⅰそもそも南北朝期に幕府と対立する独立地方政権として発足した分国であること、Ⅱ幕府へ帰服した後も幕府と直接・間接的な戦争を幾度も繰り返す分国であることから、分国支配に幕府任命守護職が必要不可欠ではないことを確認した。しかし、幕府と友好関係時には幕府との外交交渉を重んじ、京都における外交活動を行なって自国に有利な情勢をつくり、場合によっては地方幕府直属国人軍を自国援軍として動員しえたことを明らかにした。この点については、幕府権力を高く評価しているの、自説との関係が問題となる。これについては、守護が、幕府と友好関係を形成すれば、地方幕府直属国人軍を味方とすることができるため、戦国期と比べ、守護が幕府に対しより高い求心力を持つことは事実であるが、地方幕府直属国人軍を敵として合戦をし、勝利した事例もまた多々あることから、そのことが即、守護が分国維持のために守護職を必要不可欠とするまでとはいえないとした。

②内政面においては、特に直轄領と准直轄領（強い支配下にある分国内寺社領をこう評した）を裁判・検注（地勢調査）などによって強力に支配していたことを明らかにした。そして大内氏当主本人が分国内における、支配下国人を圧倒する規模の最大の領主で、かつこの実力を分国内寺社の再建・儀式を積極的に主催することで獲得した地域的な公権力性で正当付けたとした。

③被官編成面においては、大内氏は一門のみならず、分国内・外の国人を被官として積極的に登用し、これへ種々の役職を与え、この面での地域的な公権力性を獲得したとした。また、有力な被官については、できうる限りで個別にその実像の解明につとめた。その上で、南北朝・室町期大内氏が七代続く間、同氏の被官の家々にも室町中期頃までに家格が生まれていたであろうことを指摘した。そして被官の家の階層付や種別を試みた。

④文書行政面においては、大内氏分国では、幕府帰服前も帰服後も被官や分国内寺社の種々の要求に応じ「奉行人奉書」や「被官連署書状」といった形式の文書でその要求に応え、やはりこの面での地域的な公権力性を高めていたとした。またこの点については従来から指摘されていることでもあるので、そうした文書をより多く収集し、丁寧に分析することに意を払った。

その上で、終章では、本論で検討した大内氏分国のような、室町幕府との直接・間接的軍事衝突を繰り返すが滅びず、分国支配に幕府よりの守護職任命を必要不可欠としない権力を指して、守護職という幕府役職名を冠し、「守護」権力・「守護大名」権力と呼称・評価することは不適當とした。

とはいえ、南北朝・室町期においては、幕府は、戦国期と異なり、地方で起こった合戦に関し、地方幕府直属国人軍を編成し、友好勢力へ援軍として送り込む実力を有しているため、守護としても幕府との外交交渉の成功・失敗がかなりの重みをもっているとした。そのため、未だ幕府と密接な関係を有する室町期の守護を「戦国大名」権力と呼称・評価するのも不適當とした。

以上のことを踏まえ、私見としては、結論として、半国以上の規模を持ち、室町幕府との関係を重視するが、分国存立のために守護職を必要不可欠とまではしない権力を【室町期大名】権力と評価・呼称すべきであると主張したのである。